

千葉県高齢者福祉事業功労者表彰推薦書の記載方法

一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会

1 年月日の記入

(1) 採用・退職年月日の記入

採用年月日は、年月のみではなく採用日まで記入すること。

退職年月日は、年月のみではなく退職日まで記入すること。

(2) 採用

採用日が月の初日であれば、その月は勤務したとみなす。

月の途中で採用された場合は、翌月から勤務したとみなす。

(3) 退職

退職が月の末日であれば、その月は勤務したとみなす。

月の途中で退職した場合は、その月は勤務したとみなさない。

2 履歴事項

高齢者福祉施設以外の履歴を有する候補者がいますが、推薦規程に関わる履歴事項のみ記載願います。

3 氏名の記載

氏名は、楷書体で、間違いやすい字（例：高・高、崎・崎）には特に留意して御記載ください。

4 推薦順位について

貴施設の希望を優先します。

ランダムに申請された場合、事務局では年齢・職種・経験年数等を考慮して入換をする場合があることをご了解ください。

※ 注意事項

千葉県高齢者福祉施設協会の会員施設に勤務する職員以外の方（例：デイサービスセンター等に勤務されている方）は表彰の対象となりません。

また、既に受賞されている方が再度推薦された事例も散見されますので、推薦に当たっては十分ご留意くださるようお願いいたします。

一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会表彰規程

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会(以下「当協会」という。)の会員施設に勤務する者であって、千葉県における高齢者福祉事業の推進のため特に功績のあった者を表彰し、その功績を称え、併せて高齢者福祉の進展と社会福祉思想の高揚を図ることを目的とする。

第2条 表彰は、次の者に対して行う。

- (1) 千葉県内の高齢者福祉施設・事業所職員として7年以上勤続(在職)し、功績のあった者。ただし、千葉県社会福祉協議会、千葉県知事、全国社会福祉協議会、全国老人福祉施設協議会、厚生労働大臣及び当協会から褒状・褒賞の伝達を受けた者を除く。
- (2) その他高齢者福祉事業の伸展に努力し、他の模範となる者

第3条 表彰は、表彰状及び記念品をもって行う。

第4条 表彰は、毎年1回、総会において会長がこれを行う。ただし、特別の事由があるときは、理事会に諮り別に行うことができる。

第5条 表彰は、各会員施設・事業所の長から推薦された者及び会長が特に該当すると認められた者について、理事会の決議を経て、会長がこれを決定する。

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月8日から施行する。